

米の需給・価格安定対策及び需要拡大に関する意見書

米政策等の見直しによる農政の転換を迎える中、平成26年産米をとりまく環境は、平成25年産米の持ち越し在庫の発生や、米の需要減少などを要因とした主食用米の需給緩和により、全国の平成26年産米の概算金は各銘柄とも大幅に引き下げられており、今後も需給が改善されず価格低迷が続けば、再生産に必要な採算ラインを割ることも懸念され、垂井町の農業経営者への影響は避けられない。

また、今や農協改革は避けて通れず、自らが改革を積極的に推進し、農業経営者の持続的安定のための取組を強化しなければならない。よって国におかれても、担い手の経営安定や国民への食料の安定供給、農業が担っている多面的機能の維持や地域活性化を図る観点から、平成26年及び平成27年産米以降の需給と価格の安定及び需要拡大に取り組まれるよう、下記事項の実現を強く求める。

- 1 収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）及びナラシ移行のための円滑化対策については、平成26年産の発動に備え平成27年産以降も十分な予算を確保するとともに、交付金を早期に支払うよう措置すること。
- 2 需要に応じた生産に取り組む稲作農家が、将来にわたって持続的かつ安定的な経営が出来るよう、収入保険制度の早期創設、制度資金の充実など、万全なセーフティーネットを構築すること。
- 3 飼料用米の生産拡大を図るために、乾燥・保管施設の整備や流通体制の強化支援、また、「水田活用の直接支払交付金」などの必要な予算を確保すること。
- 4 米の需給改善のため、主食用米の消費拡大や米粉用米などの非主食用米の利用拡大を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月19日

岐阜県 垂井町議会